

石岡市消防長交際費の支出に関する要綱

(平成25年4月1日消防本部訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、石岡市消防長が消防本部を代表して行う交際に必要な経費（以下「消防長交際費」という。）の適正な支出に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(支出)

第2条 消防長交際費は、消防行政の円滑な運営及び発展を図る上で、消防長が特に必要と認める場合に支出するものとし、当該支出に当たっては公益性及び政治的中立性を失ってはならない。

(支出区分等)

第3条 消防長交際費の支出区分、支出範囲及び金額は、別表に定めるところによる。

(公表)

第4条 消防長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、毎年度四半期ごとに石岡市消防本部ホームページへ掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出区分	支出範囲		金額
弔慰	葬儀における香典に係る支出	県内現職消防長	10,000円
		県内現職消防長親族	5,000円
		消防協力団体等の長	5,000円
慶祝等	記念式典，祝賀行事，操法大会等の招待を受け，出席したものに係る支出		10,000円を限度として社会通念
その他	上記のいずれにも属さない場合で消防行政の運営上，消防長が特に必要と認めるものに係る支出		上妥当と認められる額

備考

- 1 県内現職消防長親族とは，配偶者及び実父母（同居の義父母を含む。）をいう。
- 2 消防協力団体等の長とは，財団法人日本消防協会，財団法人全国危険物安全協会その他の消防行政について協力を得ている団体等の長をいう。